

第5次芦屋市 人権教育・人権啓発に関する 総合推進指針（原案）

概要版



令和8年3月 芦屋市

人権とは

人権とは、人間の尊厳に基づいてすべての人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

一人ひとりが人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利を行使するに当たっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他社の人権をも尊重することが求められます。

1 策定にあたって

●策定の趣旨と目的

本市では、「第5次総合計画」（令和3（2021）年度）をはじめ、各種計画と整合性を図りながら、「第4次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に沿って進めた施策に対する検証結果及び令和6（2024）年度に実施した人権に関する市民・職員意識調査の結果を踏まえ、市民一人ひとりが人権を尊重し、自己の人権を守り、他者の人権にも十分に配慮した行動が取れるようになることを目的として、「第5次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定しました。

●国際社会と日本における取組

国際社会においては、「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連において採択され、人や国の不平等などの課題解決や平和的社会の実現を目指しています。また、国際的な潮流として、「ビジネスと人権」に関する要請が高まっています。

一方、日本においては、インターネット上の誹謗中傷など違法・有害情報の被害が深刻化しているため、令和7（2025）年に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」が施行されました。

●芦屋市の現状

令和6年度「芦屋市人権に関する市民意識調査報告書」より抜粋。

①人権を身近に感じている芦屋市民の比率

※「ひじょうに身近に感じる」
「ある程度身近に感じる」の合計

54.2%

前々回（平成26年度調査）から

増加傾向

・前回（令和元年度調査）50.0%
・前々回（平成26年度調査）35.6%

②芦屋市民の人権意識が5～6年前と比べて 高くなっていると感じる芦屋市民の比率

※「そう思う」
「どちらかといえば思う」の合計

34.5%

前回（令和元年度調査）比

+7.3ポイント

2 人権教育・人権啓発のための基本的な方向性

次の3つのポイントを基本として、人権教育・人権啓発を進めていきます。

(1)人権教育・啓発の充実

(2)相談・支援体制の確立

(3)市民や関係機関等との連携強化



3 主な人権課題の現状と方向性

多様な人権課題について取組を進めていきます。

情報化などに伴う人権侵害

女性の人権

こどもの人権

高齢者の人権

障がいのある人の人権

同和問題（部落差別）

外国にルーツを持つ人の人権

性的マイノリティの人権

感染症患者などの人権

ハンセン病患者・元患者及び家族の人権

犯罪被害者などの人権

刑を終えて出所した人などの人権

このほか、ひとり親家庭等に関する問題／北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権／アイヌの人々の人権／労働者等の人権／ハラスメントによる人権侵害／ゲノム情報（遺伝情報）に関する差別や偏見といった、さまざまな人権課題があります。

4 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性

それぞれの日常生活の場において、人権感覚を身に付けることができるよう取り組みます。

家庭



学校等



地域



事業所



5 市職員等への教育・啓発

すべての職員が自らの職務にとどまらず、自身の生活などすべての場面において人権に配慮する姿勢を常とし、そのことから豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点に立って自らの職務に取り組むことができるよう教育・啓発を行います。

6 本指針の総合的・効果的な推進

(1)事業計画の策定と評価

(2)推進体制の充実

(3)市民・職員意識調査の実施

(4)指針の期間と見直し



芦屋市人権
シンボルマーク

令和8(2026)年3月

発行 芦屋市市民生活部市民室 人権・男女共生課

〒659-0064 芦屋市精道町8番20号

電話(0797)-38-2055 FAX(0797)-38-2175

ホームページ <https://www.city.ashiya.lg.jp/>

芦屋市HP

